

氏名(本籍)	たつ み かず え 辰 巳 佳寿恵 (奈良県)		
学位の種類	博 士 (心身障害学)		
学位記番号	博 乙 第 1979 号		
学位授与年月日	平成 15 年 12 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	中途視覚障害者のリハビリテーション過程に関する研究		

主 査	筑波大学教授	教育学博士	中 村 満紀男
副 査	筑波大学教授	博士 (心身障害学)	鳥 山 由 子
副 査	筑波大学教授	博士 (心身障害学)	前 川 久 男
副 査	筑波大学教授	医学博士	宮 本 信 也

論 文 の 内 容 の 要 旨

1. 論文の概要

(1) 目的と方法

本論文は、中途視覚障害者（いわゆる中途失明者）が、自立的な社会的生活を営むうえで必要な失明に対する告知にかかわる諸問題について、リハビリテーション過程の観点から、中途視覚障害当事者と専門家（眼科医等の医療スタッフ・リハビリテーション指導員・盲学校教員）に対する各種調査によって究明し、加えてそれを解決するための支援体制の在り方について提案したものである。

(2) 構成と要約

本論文は、序論 2 章と本論二部全 11 章、結論から構成される。序論では、日本の中途視覚障害者のリハビリテーションにおける問題と、それから導出される研究課題および研究の方法が記述されている。本論第一部では、中途視覚障害者に対する告知の実施状況と役割および期待について、その実態を明らかにするために、眼科医、リハビリテーション指導員および盲学校教員、そして中途視覚障害当事者を対象に質問紙調査および面接調査法により明らかにした。その結果、関係者相互間でそれぞれの役割に対する期待とその実施に齟齬が見られ、視覚障害当事者が望ましい告知を受けていないことが明らかとなった。筆者は、この結果からリハビリテーション過程の「阻害モデル」を作成している。

本論第二部では、失明告知後の支援体制を検討した。中途視覚障害者がリハビリテーション過程に入るまでの間における社会資源の機能、専門家の支援、当事者の受け止め方について、質問紙・電話調査・面接調査により調査した。眼科医のリハビリテーションに対する理解と信頼、リハビリテーション施設と地方自治体の受け入れ体制とともに、告知後の社会体制の問題点に対する中途視覚障害者自身の経験および彼らの心理的問題を調査した。さらに、リハビリテーション過程における阻害要因を、阻害の克服を試みているフィールドについて実地調査した。これらの結果をもとに、阻害要因は、中途視覚障害者に関係する複数の専門職が配置されることによって複雑となり、ジレンマが生じていることを明らかにしたうえで、そのジレンマ解

消のための「促進モデル」を提示した。

以下、つぎのような結論が得られた。

1. 眼科医による失明告知には、リハビリテーション関連の情報が欠如して、かつ不明確であり、さらには一方的である。そのためリハビリテーションの効果が低下し、当事者の受容も困難となる。これらは、眼科医のリハビリテーション評価が低いことと関連している。
2. リハビリテーション施設では、訓練形態の柔軟性、弱視者への対応力、医療機関への情報提供力の不足があり、他機関との機能の相互補完が必要である。
3. 自治体事業は、中途視覚障害者に対する余暇活動が中心であるというのが現実であるが、これは政策の理念に反しており、元来の理念に基づいて目的の再設定とスタッフの充実を図ること、医療機関との連携を確立することが必要である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の特長は、これまで経験的に問題があるとされていた中途視覚障害者の円滑な自立を妨げている失明告知以降のリハビリテーション過程の阻害要因を、眼科医・リハビリテーション施設職員・盲学校教員に対する各種の調査によって実証的に明らかにしたばかりか、中途視覚障害者に対する調査によって当事者の評価も加えた点にある。また、リハビリテーション過程が進行するうえでの阻害をモデルとして具体的に明示したことも、問題の所在と解決の方向を示唆し、それを促進モデルとして提示したという意味で有益である。さらに、阻害要因の解消に効果をあげている施設・保健センター・大学病院等を実地に調査し、その効果と制約にかかわる要因を検討している。

これまで問題の重要性にもかわらず、断片的に問題点の指摘に留まっていた中途視覚障害者の失明告知から自立に至るリハビリテーション過程における問題を解明し、その解決のための具体的な提案を行った点は評価できる。問題の所在に関する検討と解決のための試案が、やや簡便化されている点は、今後の課題として、洗練されることが期待される。

よって、著者は博士（心身障害学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。